アーク法律事務所 債務整理の手引き(保存版)



当たり前のことがやれるって、こんなに幸せなことだったんだ…。 債務整理をしてハッと気づいた、家族の笑顔。自分のホッとした気持ち。 借金で悩み続けていた日々になんて、もう戻りたくない!

あなたが知らないだけで、借金に悩んで債務整理をする人は全国にたくさんいます。 この債務整理の手引きは、アーク法律事務所の名刺代わりにご活用して頂きたく作りました。 疑問、不安、気になることなどを保存版にしました。 では、どうぞお読みください。

ご挨拶



はじめまして。

名古屋市中区丸の内でアーク法律事務所を運営している弁護士の鬼頭洋行(きとうひろゆき)と 言います。

この度は、債務整理の手引きをご覧いただきありがとうございます。

この手引きでは、借金問題の解決に向けてあなたのお力になれるようにまとめ、ダウンロードできるファイル形式にしました。

弁護士に相談するということ自体、とても勇気が必要になることかと存じます。

弁護士は、あなたの味方です。

あなたが依頼した弁護士は、あなたの代理人として仕事をします。

安心してお任せください。

どうぞ、隅々までお読みになってご活用ください。

<目次>

ご挨拶	2
1. 債務整理を検討するべきなのか迷うのはなぜ?①借金問題をどこの誰に相談するべきことなのかわからない②自分は借金の相談をするべきなのか答えが出せない③借金には困っているが、相談に行く意思が固まらない④債務整理のご依頼を受けた日から取立てをストップ!	4 4 5 5 6
2. 債務整理の種類と手続きの違いについて ①任意整理 ②個人再生 ③自己破産	7 7 7 8
3. 債務整理をしたことによる影響が不安 事故情報として登録されている時の影響	8 10
4. 債務整理の相談をするにあたっての注意点①弁護士選びにあたって②面談でのお願い③弁護士費用について④その他の注意点	11 11 12 12 13
5. アーク法律事務所では、事務員があなたのサポートをします	14
6. ご依頼から手続き完了までの流れ	15
7. ご予約について ご予約方法	16 16

1. 債務整理を検討するべきなのか迷うのはなぜ?

①借金問題をどこの誰に相談するべきことなのかわからない

借金の問題に悩んだ時の相談相手は、この人だ!と知っている人はなかなかいません。 ネットを調べていて、「弁護士・司法書士・法テラス」という言葉を知ることが多いと思います。

それぞれの違いからご説明します。

法テラス

法律に関することで困ったら法テラスと思われる方もいますが、法テラスは、利用するにあたって収入制限があり、どなたでも利用できるものではありません。原則、無料ではなく、法テラスは弁護士費用の立替制度を行う場所になりますので、少額ずつ(毎月5,000~1万円)返還が必要になります。また、弁護士を自分で選ぶことはできず、面談回数や時間も決まっているため、納得いくまでということが難しい傾向にあります。

司法書士

債務整理を扱う士業として、司法書士もいます。ですが、司法書士は、書類作成のプロで、債務整理には制限があり、1社140万円以下の借金しか取扱うことができず、個人再生・自己破産の場合には、弁護士のように代理人になる権限がないため、依頼者自身で手続き等を進めなければならないことがあります。費用面を気にされる場合は、よく見比べてみてください。弁護士費用と大きな差はありません。

弁護士

弁護士と聞くと、敷居が高くとっつきにくいイメージを持たれますが、弁護士は、法律の専門家です。あなたの味方で、代理人となって法的な手続きを行うことが仕事です。弁護士には、司法書士と違って借金金額の上限もありませんし、手続きは代理人になれる上、必要に応じて、法テラスの制度を利用できるように申請も行っています。つまり、あなたの納得した弁護士が法テラスに登録していれば、その法律事務所から法テラスの制度を同時に活用できます。

以上の点から、借金の相談は、弁護士が適任者であることがわかります。

各法律事務所では、無料面談相談を行っているところが多いので、あなたの気になる弁護士に 相談してみてくださいね。

この弁護士なら打ち明けられる!任せてみよう!

そう思えることが1番大切です。

②自分は借金の相談をするべきなのか答えが出せない

債務整理を検討すべき状況かどうかを判断できない方は多いです。 まず、見極めるポイントをご紹介します。

- クレジットカードやキャッシングで補填しないと生活が回らない自転車操業状態
- 督促状や取立ての電話がかかってくるような滞納状態
- 見覚えのない債権回収会社などからの通知が来た
- 裁判所から通知が来た

大きくこの4つのどれかに当てはまる場合で、収入の見込も立たない場合は、すぐに借金の相談にお越しください。

特に、裁判所からの通知が来てしまった場合は、猶予があまりないこともあります。

弁護士の面談相談を受けたからと言って、その場で依頼をしなくてはいけないというわけでもありませんので、まず、相談だけでも受けてみてください。

③借金には困っているが、相談に行く意思が固まらない

弁護士である僕があなたに「お困りなら相談にお越しください」と、どんなに呼びかけても、いろんな不安や抵抗などを感じて行動できずにいるのではないだろうかと思うことがよくあります。

そもそも、借金があることを弁護士と言え、他人にさらけ出すということが精神的な負荷に感じて しまうのが人間の心理です。

僕は弁護士として相談を聴く立場ですが、もしも、僕が借金を抱えていたら、潔く相談に行けるかは...すぐに答えが出せず、やっぱり考え込んでしまうと思います。

社会的な弱者になりたくないという見えない恐怖に怯えもしますよね。

本当に誰にも言えなくて抱え込んで、精神状態も悪くなって自死を考えてしまうほど、借金問題というのは深刻なものです。

実際、腹を決めて親御さんや親族の方などに打ち明けてみたら、運良く肩代わりしてもらえたというケースもあります。

ですが、いろんな事情から身内やご家族の方には打ち明けられないという方の方が圧倒的に多いですし、何より心配させたくない、迷惑かけたくないという想いが強いものです。

だから、弁護士に話したら、家族に知られてしまうのではないか?と心配にもなりますよね。

弁護士には守秘義務があり、あなたが債務整理を行うことをご家族や配偶者様であっても、お伝えすることも、お答えすることもありません。

むしろ、書類を自宅に送らないで欲しいという要望や、連絡が必要な時は時間帯を考慮するなど、最大限の配慮をさせて頂いております。

しかし、個人再生や自己破産の手続きを検討されている場合は、同居者の給与明細、源泉徴収票、賃貸契約書などが必要になることがあり、使う用途を聞かれてバレてしまうこともあります。

これは、隠せない事実で致し方ない場合もあります。

しかし、そのままでいても、返済の目処が立たないのなら、事態は深刻化してしまいます。

僕のモットーは「どんな理由があっても、あなたのことを否定しません」という誓いのもとで、毎日相談を受けております。

④債務整理のご依頼を受けた日から取立てをストップ!

アーク法律事務所では、ご依頼を受けた当日に債権者に受任通知を発送しております。

この受任通知は、債権者に対して 「弁護士が入り、債務整理をします。取立てをしないでください」 という内容になります。

つまり、債権者は、受任通知を受け取ると、あなたに取立てや督促をすることができなくなります。

債務整理が終わるまでの期間は、借金の支払いはすべて停止します。

(任意整理の場合は、依頼した債権者のみ)

※受任通知の効力は、貸金業法が適用される金融会社のみに有効で、個人間の貸し借り、闇金などには、効力が及びません。

アーク法律事務所では、この支払いがストップしている期間に支払える弁護士費用で、再構築をして頂けるように考えております。

2. 債務整理の種類と手続きの違いについて

原則、債務整理を行うにあたっては、ご依頼者様の金銭状況に応じて行うことをおすすめしています。

無理な債務整理(任意整理や個人再生の場合)は、再度返済に困る可能性が高く、逆に、任意整理や個人再生で支払っていけるにもかかわらず、過度な債務整理(自己破産)は行えないことをご理解ください。

正しい手続きの判断をするために、弁護士は面談でご相談者様の言葉に耳を傾け、最良の方法を思案し、ご提案させて頂いております。

1)任意整理

将来利息をカットし、元金を3~5年で返済する手続きです。

通常、毎月の返済には、利息が多く含まれており、元金がなかなか減っていきません。 (返しても減らないリボ地獄の原理)

手続きは、任意で選べて、1社単位で行えます。(同一の保証会社である借金は2つで1つの扱い)

手続きは非常に簡単で、弁護士に依頼するだけで完了します。

アーク法律事務所では、1社18,000円(税込)で行っています。

②個人再生

自己破産と任意整理の中間の良いとこどりをした手続きです。

借金総額を大幅にカットし、3~5年で返済する手続きです。

大きな特徴としては、オーバーローンの場合、住宅ローンを維持したまま手続きが行える可能性 があります。

裁判所に申立が必要ですが、所有権留保で、債権者に引きあげられるものを除き、自己破産のように財産を直接処分することはありません。

財産については、最低弁済額(返済すべき最低額)に影響し、財産をたくさん所有している場合には、減額率が悪くなるとお考え下さい。

例)総額350万円の最低弁済額は100万円です。 財産を150万円所有していた場合の最低弁済額は150万円に変わります。

また、裁判所には、毎月支払っていける証明が必要となり、毎月積立金が必要です。

アーク法律事務所では、積立金×手続き期間を弁護士費用とさせて頂いております。

例)積立金4万円×手続き期間7ヶ月=28万円が弁護士費用となります。(最短最低額) (手続き期間は、ご依頼者様の書類を揃えるスピードによって異なるため、早くご用意して頂くこと を強くお勧め致します)

積立金の額は、借金総額に応じて変動しますので、面談時にお伝え致します。

改めて、弁護士費用を工面して頂く必要はございませんので、弁護士費用を捻出したという感覚 もなく、手続きが進めやすいです。

ただし、個人事業主などの場合は、再生委員が裁判所より選任されることになるので、別途15~20万円ほどの予納金がかかる場合があります。

③自己破産

自己破産は、プラスとマイナスの財産を相殺して、借金を帳消しにする手続きです。

ただし、自由財産として最大**99**万円までの財産を残すことが可能なので、何もかも失うことはありません。

アーク法律事務所では、同時廃止・管財事件問わず、一律24万円(税込)です。

裁判所に申立が必要で、最近は、管財事件として扱われるケースが増えています。

管財事件となった場合、別途予納金が20~40万円必要となります。

同時廃止になる条件は複数あり、例えば浪費がないことが前提です。

3. 債務整理をしたことによる影響が不安

債務整理をした方がいいとわかっていても、債務整理をしたことによる影響に不安を感じて動き 出せないことがあります。

でも、ここにはいくつかの誤った認識が隠れています。

まず、1つ目

<u>債務整理をすることで、生活にゆとりが生まれ、未来への希望が見えて</u> きます。

債務整理は、借金から逃れるズルい行為ではありません。

法律で認められている正当な方法です。

債務整理をする前は、毎日借金や金策に追われて心のゆとりのない生活を送っていることと思います。

ですが、未来への見通しが見えた時、相談者様の表情は、涙を流して不安を吐露していたのが嘘のように、ふわっと晴れやかな笑顔になり、これでやっと安心して眠れる…と帰って行かれる方をたくさん見てきました。

これまで、お金がないからと諦めてきたことも、我慢してきたこと、我慢させてきたことも沢山あったでしょう。

安易に借りたことから始まり、本当に毎日が辛かったという想いから、借金の完済の目処が立ち、あと5年頑張ればいいんだなと前向きになる方ばかりを見てきました。

毎月の生活の中には、返しても減らない借金、足りない支払いはなくなるので、心のゆとりも大きく変わります。

債務整理は、逃げることでも、ズルいことでも、卑怯なことでもありません。

あなたが再構築していけるように法律がつくられています。

2つ目。

<u>新規ローンの契約ができないのは、債務整理のせいだけじゃありませ</u> ん。

実は、債務整理をしていなくても、ローンの審査に落ちてしまうことはあります。

- 支払いの遅延がある
- 勤続年数が短い
- 他にも借入がある
- 年収に対して借入額が多い
- 収入が不安定

こういった理由で、車や住宅ローンなどの審査が通らないことがあります。

債務整理をすることで、信用情報機関に事故情報として登録されますが、債務整理を行った人だけが抱える問題ではないということを知って頂ければ幸いです。

債務整理をすると、完済から5年(破産の場合、開始決定からカウント5~10年)

おおよそ、弁済期間も考えると、10年ほど信用情報機関に事故情報として登録されていることになります。

事故情報として登録されている時の影響

どんなことができなくなるのかを具体的に挙げます。

- クレジットカードが使えなくなる(任意整理の場合)
- 新規のクレジットカード、ローンの契約ができない
- 保証人になれない
- 信販会社が保証人の賃貸契約ができない
- スマホなどの割賦契約ができない

これらのことが、約10年ほどできなくなります。

でも、それぞれ代替案もあるので、1番大きな影響を受けるとしたら...スマホの端末を一括で購入しなければならないということでしょう。

クレジットカードは、デビットカードやチャージ型の決済サービスを利用すれば、これまでと変わらず、ネットショッピング、デリバリーサービスなどを利用することができます。

高速道路のETCは、ETCパーソナルカードという保証金を支払う形のもので代用可能です。

ローンを組むことができなくなるので、車の購入やリース契約は厳しいかもしれません。 中古車などを一括で購入したり、ご家族名義の車の利用であれば問題ありません。

賃貸契約に関しては、信販会社ではない保証会社を選べば契約に問題はありませんので、詳しくは、不動産屋さんでご確認ください。信用情報にちょっと…と言えば、借りられる物件の案内をしてもらえるはずです。

奨学金は、機関保証を利用すれば、親が保証人になる必要はなく借りることが可能です。

以上のことから、債務整理をしたからと言って、信用情報で大きな影響を受けることなく生活をしていくことは可能です。

4. 債務整理の相談をするにあたっての注意点

①弁護士選びにあたって

弁護士を選ぶにあたって注意して頂きたいことがございます。

あなたのお住いの地域にいる弁護士に相談することを1番にご検討ください。

アーク法律事務所では、愛知・岐阜・三重を中心にご相談を承っております。

く理由>

1. 面談相談が必ず必要になるため、法律事務所まで来所して頂くことが原則です。

日本弁護士連合会の規定を遵守している弁護士は、電話やメールで相談を受けず、面談相談を行っています。

つまり、弁護士は、ご依頼者様の相談を直接会って、しっかりと聞き取り調査をしなさいという規定があるということです。

アーク法律事務所では、この規定を守って運営しているため、電話及びメールでのご相談を受けておらず、直接事務所に来所できない地域のご相談者様はお断りさせて頂いております。

2. 遠方の弁護士に依頼した場合、日当及び交通費が費用に加算されることになります。

遠方の弁護士に依頼したいとなった場合は、弁護士の出張費として、日当と交通費などをご依頼者様のご負担として、ご請求させて頂くことになります。

よって、どんなに弁護士費用が安かったとしても、遠方の弁護士に依頼をすることで、弁護士費用が高くつく可能性があります。

また、裁判所での手続きは、各裁判所により異なるため、不慣れな地域では逆にご迷惑をお掛けすることも考えられます。

以上の点を踏まえて、弁護士のご相談は、お近くの法律事務所にお越し下さいますようお願い申し上げます。

※任意整理のご依頼であれば、弁護士が出張することはありませんので、ご自身の交通費を 考慮した上でご納得でしたら、一度お電話にてお問合せ下さい。

②面談でのお願い

借金問題は、非常にデリケートなものです。

デリケートだから、控えめに話したいと思うこと、誤魔化したいこと、恥ずかしくて言いにくいことなどがあると思います。

それを理解した上でのお願いです。

- 1. 嘘をつかないでください
- 2. 正直にお話しください
- 3. 弁護士はあなたを追い詰めていません
- 4. 弁護士が質問しているのは、あなたを救う手立てを考えるためです
- 5. どんな理由があっても責めることはありません

あなたに隠されてしまうと、あなたを救うための解決策が、解決策でなくなってしまうことがあります。

言いたくないことも沢山あると思います。

でも、あなたの借金問題を解決するための方法を一緒に考えたいと思っていますので、責めたり、否定したりしませんから、弁護士が質問することを正直に教えてください。

③弁護士費用について

相談料は0円です。

(何度でも、セカンドオピニオンでも無料です)

弁護士費用は、ほとんどの方が分割で支払っています。

アーク法律事務所では、弁済がスタートするまでに弁護士費用の支払いが終わっていることを目標とした費用の設定にしています。

これは、新しい生活をスタートさせるにあたり、弁護士費用が障害にならないように最低限の費用で応援したいという意向によるものです。

任意整理は、1社18,000円

ご依頼から2~3ヶ月後より弁済がスタートしますので、弁済が始まるまでに弁護士費用がお支払いできるようにします。

個人再生は、履行テストがあるため、積立金×手続き期間=弁護士費用とさせて頂いているため、新たな持ち出しはありません。

(※再生委員が選任される場合は、別途15~20万円ほど必要)

自己破産は、毎月4万円×6回=24万円

※管財事件の場合予納金20~40万円が別途必要になります。

④その他の注意点

ご自身の判断で、財産を処分されたくないからといって、使い込んだり、名義を変更したり、勝手に売却してしまったりすることは絶対におやめください。

また、個人再生や自己破産をお考えの場合は、特定の債権者だけに返済する行為等も禁止されています。

細かなことが法律で決まっているため、知らなかっただけでは済まないこともあります。

また、どの債務整理におきましても、購入された商品によっては(ペットを含む)所有権留保の問題上、債権者に引きあげられてしまうことがあることをご了承ください。

個人間の貸し借りの場合、弁護士から受任通知を発送しても、取立てを規制する法律がないため、取立てが止まらないことがあります。

ご不安な点に関しましては、面談にてお伺い致します。

5. アーク法律事務所では、事務員があなたのサポートをします



債務整理を依頼すると決めたとしても、どのような手続きになっていくのかご不安も多いと思います。

そこで、アーク法律事務所では、ご依頼者様には、専属の事務員を1人サポート役として付けさせて頂いております。

事務員は、諸連絡、書類管理、書類作成などをお手続き完了するまで、一人ひとりに手厚いサポートをし、ご依頼者様と弁護士との間に立って、必要な手続きが円滑に進むように勤めています。

連絡に関しては、担当事務員が不在の時にはお時間を頂戴することもありますが、急用でない限り、担当事務員が責任を持って最後まで対応をさせて頂いております。

わからないことはいつでもお気軽にお問合せ頂けるようにLINEでの連絡もできるようになりました。

6. ご依頼から手続き完了までの流れ

- ①ご予約…ご希望日時をお伺いいたします。 1時間の枠をご用意してお待ちしております。
- ②面談当日…借金の状況、収入、財産等についてお聞きした上、方針を一緒に考えます。 再度ご予約は必要になりますが、その場で決めれなくても大丈夫です。
- ③方針のご提案…法律用語を丁寧にわかりやすく説明しながら、今後の説明をします。
- ④方針の決定…ご相談者様が納得して、ご依頼完了となります。

任意整理の場合

債権者との和解交渉に問題がなければ、支払開始前に返済案内をして終了です。

万が一、和解交渉に問題が発生した場合は、再度お越し頂き、方針のご相談をさせて頂いております。

個人再生の場合

面談時にお話した積立金、家計収支表、その他必要書類の準備を行って頂きます。

進捗状況などをご報告し、裁判所への申立書の作成のために来所をお願いしています。

裁判所から認可決定通知が届きましたら、返済案内をして終了です。

※再生委員が選任された場合は、再生委員との面談が入ります。

自己破産の場合

面談時にお話した家計収支表、その他必要書類の準備を行って頂きます。

進捗状況などをご報告し、裁判所への申立書の作成のために来所をお願いしています。

同時廃止の場合は、裁判所から免責決定通知をお渡しして終了です。

管財事件の場合は、管財人との面談、債権者集会への参加があります。回数は、事案によって変動します。裁判所より免責許可が下りたら、お渡しして終了です。

7. ご予約について

- 1. 面談相談のみの受付となります
- 2. 名古屋市中区にあるアーク法律事務所までお越し頂ける方のみ

<持ち物>

- ①借り入れやショッピングに利用しているカード(ETC含む)
- ②車のローンがある場合、車検証及び売買契約書
- ③住宅ローンがある場合、ご自宅の固定資産評価額の分かる書類(固定資産税納付の冊子のおもて表紙に記載があります)
- ④認め印

<所在地>

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目17番13号 いちご丸の内ビル6階 ※地図

<営業時間>

平日9:30~12:00/13:00~18:00

土日·夜間対応可能 | 要相談

ご予約方法

- 電話
- ・メール
- ·LINE

いずれかよりご連絡ください。

▶▶ご予約はこちらから◀◀

お気軽にお問合せください。